

2016年4月26日
於宇宙政策委員会

国際宇宙秩序形成の現状

慶應義塾大学教授
宇宙政策委員会委員

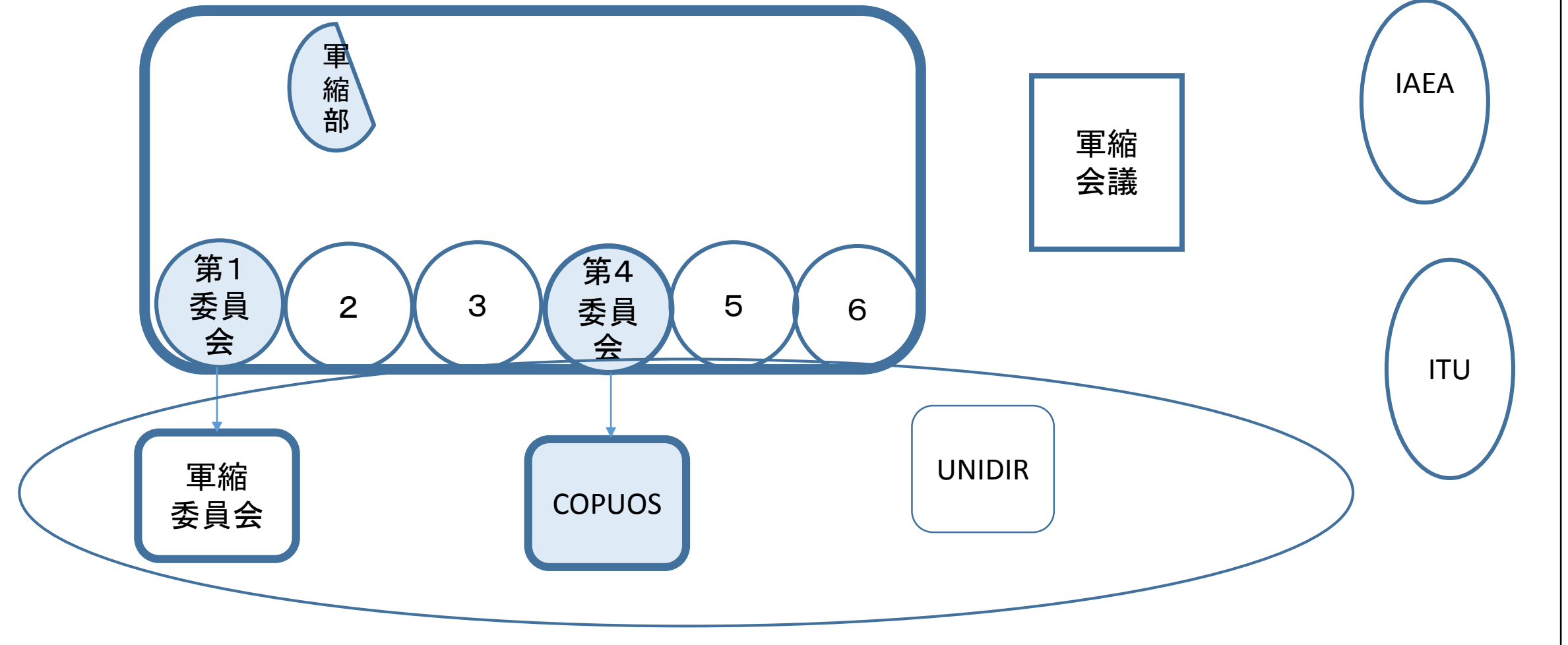
青木節子

概要

- I 国連、国連関連組織における宇宙秩序づくり
- II 国連外での宇宙秩序づくり
- III 宇宙資源の採掘、取得についての考え方

I 1 宇宙秩序形成に関わる国連関連の組織

軍縮部はGGEの事務局



I 2 国連での宇宙法形成

1957年10月 初の衛星打上げ 総会第1委員会→総会決議1148(XII)

* 核軍縮の一環としての宇宙への物体の平和的・科学的な打上げの検証措置合意交渉を勧告)

1959年 国連総会補助機関宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)設置

本委員会

科学技術小委員会(STSC)

法律小委員会 (LSC)

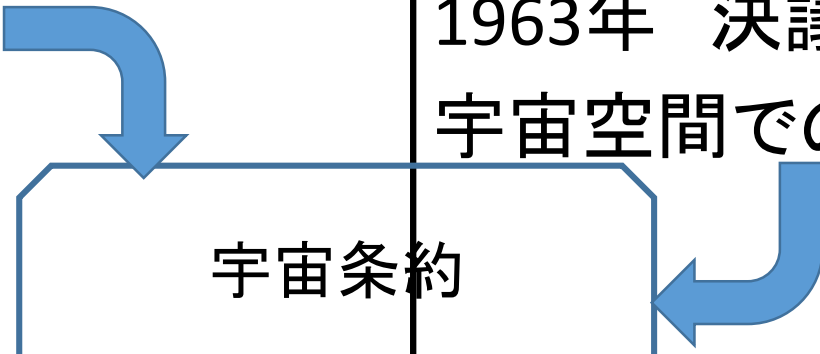
STSCとLSCの連携要請が高まる
例)長期持続性ガイドライン

1962年～ コンセンサス方式採用 (A/AC.105/PV.2, 19 Mar.1962)

2016年4月現在 加盟国 83カ国

総会第1委員会と宇宙空間平和利用委員会

宇宙空間平和利用委員会	総会第1委員会
<p data-bbox="191 307 713 378">総会の補助機関</p> <p data-bbox="191 406 764 478">1959 常設委員会</p> <p data-bbox="191 835 764 906">1963年 決議1962</p> <p data-bbox="242 935 840 1006">宇宙活動原則宣言</p>	<p data-bbox="1312 307 2254 535">1957年10月 初の衛星打上げ 総会第1委員会→総会決議 1148(XII)</p> <p data-bbox="1350 578 2356 878">* 核軍縮の一環としての宇宙 への物体の平和的・科学的な打 上げの検証措置合意交渉を勧 告)</p> <p data-bbox="1312 921 1885 992">1963年 決議1884</p> <p data-bbox="1312 1021 2114 1092">宇宙空間での核実験禁止</p>



宇宙条約

国連宇宙5条約 (2016年1月1日現在)

A/AC.105/C.2/2016/CRP.3 (4 April 2016)

署名年 発効年	条約名	日本の加盟	加盟国/ 機関数
1967	宇宙条約	1967	104/0
1968	救助返還協定	1983 加入	94/2
1972	損害責任条約	1983 加入	92/3
1975 1976	宇宙物体登録条約	1983 加入	62/3
1979 1984	月協定	未署名	16/0

DPRK 2016年2月2条約加入

→ 95
→93

(参考)北朝鮮2度目の核実験後の安保理決議1874(2009年6月12日)→その後、SC Res.2094 (7 March 2013), SC Res.2270 (3 March 2016)等

「国連憲章第7章の下で行動し、第7章41条に基づく措置をとる」

- 1 北朝鮮が関連の諸決議、特に決議1695(06年)と1718(同)、ならびに09年4月13日の議長声明に違反し、それを公然と無視して5月25日に実施した核実験を最も強い表現で非難する。
- 2 北朝鮮がこれ以上の核実験や弾道ミサイル技術を使用した発射を実施しないよう要求する。
Demands that the DPRK not conduct any further nuclear test or any launch using ballistic missile technology;
- 3 北朝鮮が弾道ミサイル計画に関するすべての活動を停止し、この文脈で、ミサイル発射モラトリアム(猶予)に関する既存の約束を再度確認することを決定する。

Decides that the DPRK shall suspend all activities related to its ballistic missile programme---;

- 4 北朝鮮が関連する安保理の諸決議、特に決議1718の義務に直ちに全面的に従うよう要求する。
(略)———

2012年12月の「人工衛星」打上げと称するミサイル発射

12月1日 IMOにノータム

3日 ICAOにノータム

8日 宇宙空間技術委員会が打上げ延期を発表

12日 銀河3号ミサイル(ロケット)で光明星3-2打上げ→軌道投入成功

(射程1万キロ以上?)

2013年1月23日

安保理決議2087

「関連する安保理決議によって課される制限を含む国際法に従ってすべての**国が有する宇宙空間を開発し利用する自由を認識し**」という前文

- 1 決議1718、1874違反の発射を非難
- 2 弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、ミサイル計画に関連するすべての活動停止を要求(demand)

Registration data on a space object launched by the Democratic People's Republic of Korea*

Kwangmyongsong 3-2

Name of the launching State: Democratic People's Republic of Korea

National designator: KWANGMYONGSONG 3-2

Date and territory or location of the launch:

Launch date: 12 December 2012

Launch site: Sohae Space Centre,
Democratic People's Republic of Korea

Basic orbital parameters:

Nodal period: 95 minutes 25 seconds

Inclination: 97.4 degrees

Apogee altitude: 584.9 kilometres

Perigee altitude: 492.5 kilometres

General function of the space object: Earth observation satellite for surveying crops, forest resources and natural disasters



国連宇宙
物体登録

(前頁の訳) 北朝鮮の国連衛星登録

ST/SG/SER.E/662 2013年1月24日登録

2012年12月12日打上げのKwangmyongsong 3-2(光明星3-2)を宇宙物体登録条約4条に従って登録

登録情報

- * 打上げ国 DPRK
- * 打上げ射場 Sohae space Centre, DPRK
- * 衛星諸元 90分1週、ほぼ円軌道 高度約500km(近地点),600km(遠地点)
- * 一般的機能「穀物、森林資源、天災等を調査する地球観測衛星」

条約作成不可能→COPUOSでのソフトローづくり

1 法小委で作成 → 国連総会決議

(1963年 宇宙活動原則宣言)

1982年 直接放送衛星原則

1986年 リモート・センシング原則

1992年 原子力電源使用制限原則

1996年 スペース・ベネフィット宣言

2004年 「打上げ国」概念適用

2007年 宇宙物体登録向上勧告

2013年 国内法制定勧告

2 科技小委で作成→国連がエンドース

2007年 **スペースデブリ低減ガイドライン**


2009年 COPUOS科技小委/IAEA 原子力
電源安全枠組

3 法小委で作成→国連がエンドース

2000 静止軌道位置の利用(ペーパー衛星防止等)

I 3 国際宇宙法の基本原則

(1) 国連宇宙諸条約の重要規則

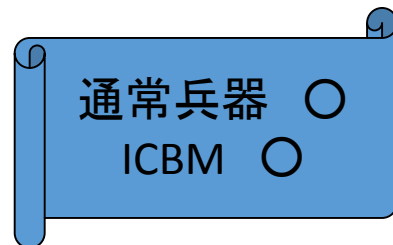
- 1 宇宙空間の探査・利用は「全人類に認められる活動分野」
→すべての国のために宇宙探査・利用を行う義務
- 2 宇宙活動の自由
- 3 宇宙の領有の禁止  私人の土地取得も法解釈から禁止
- 4 宇宙の平和利用 宇宙条約第4条による軍事利用の限界設定
- 5 宇宙活動における国への責任集中原則と「打上げ国」損害責任制度

(2) 宇宙の軍備管理 (宇宙条約 第4条)

宇宙空間

条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと (not to place in orbit around the Earth)、これらの兵器を天体に設置 (install) しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置 (station) しないことを約束する。

平和的目的の利用義務明記なし



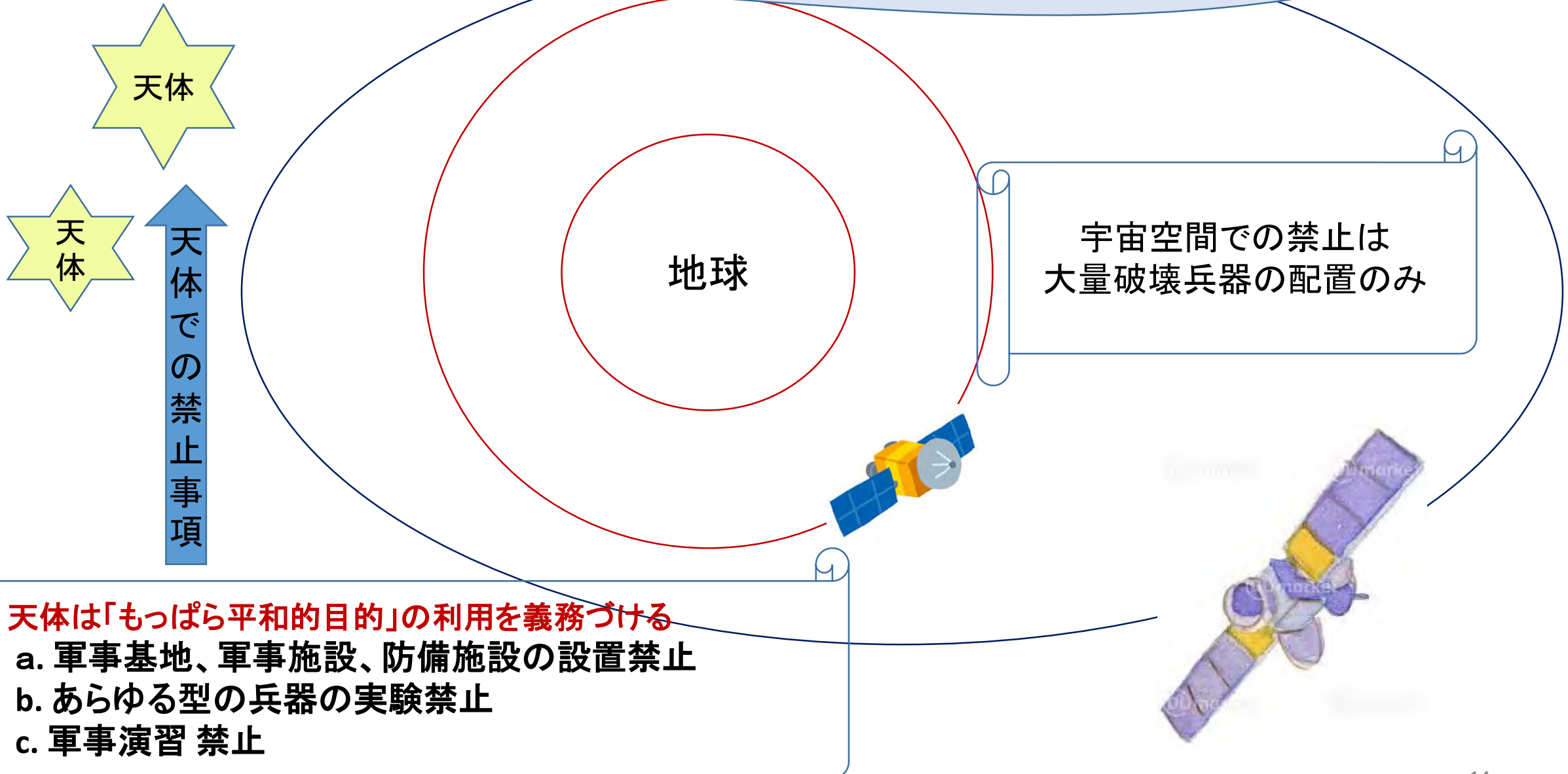
天体上

月その他の天体は、もっぱら平和的目的のために (exclusively for peaceful purposes) 条約のすべての当事国によって利用されるものとする。天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習は、禁止する。

平和的目的 = 非侵略

南極条約なみの非軍事化達成

宇宙条約第4条 宇宙の平和利用(軍事利用限界設定)



宇宙空間での禁止は
大量破壊兵器の配置のみ

- 天体は「もっぱら平和的目的」の利用を義務づける
- a. 軍事基地、軍事施設、防備施設の設置禁止
 - b. あらゆる型の兵器の実験禁止
 - c. 軍事演習 禁止

(参考) 中国の衛星破壊 (ASAT) 実験の国際法上の意味

2007年1月12日(現地時間)

- 1 事実 地上865キロの軌道上 自国の気象衛星を中距離弾道ミサイル(弾頭は、運動エネルギー迎撃体＝通常兵器)で破壊→「科学実験」と称する。
- 2 抵触可能性のある国際宇宙法規定
 - (1) 自国の実験が他国の活動に「潜在的に有害な干渉を及ぼすおそれがあると信ずる理由があるときは」事前に「適当な国際協議」を行う義務(宇宙条約第9条)
 - (2) 「実行可能な最大限度まで」自国の宇宙「活動の性質、実施状況、場所及び結果」に関する情報提供を行う義務(宇宙条約第11条)

(参考) 中国のASAT実験への対応

1 軍縮会議 (CD) 2007年1月末から3月

①懸念表明 EU、米、日

②3月4日 中口は、既存の宇宙兵器禁止条約案(CD/1679)を繰り返す(CD/1818)。

2 国連宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS)

①科技小委(2007年2月)での懸念表明 豪、加、チェコ(名指しせず)、仏、独、伊、日、韓(名指しせず)、米

②法小委 (2007年3-4月) 言及なし

③COPUOS本委員会(2007年6月)での懸念表明
加、日、英、米

成果:スペースデブリ低減ガイドラインを採択

(参考) 米口中のASAT実験

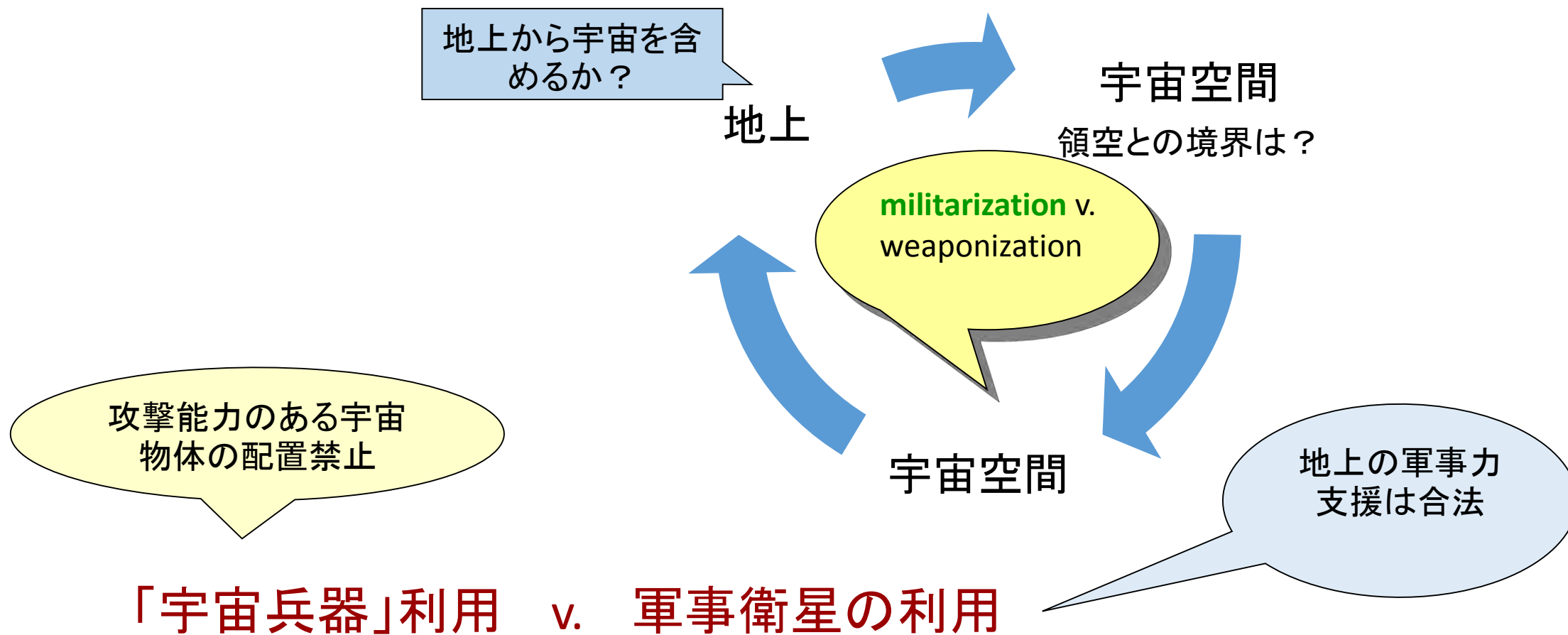
(出典: Brian Weeden 著作 <http://www.thespacereview.com/article/2473/1>(2014) より筆者作成)

	米国 USA	ロシア Russia	中国
実験回数合計	29	21	6
実験年	1959(2), 1962(3), 1963(4), 1964 (6), 1965(3), 1966, 1967, 1968 (2), 1970, 1984(2), 1985, 1986(2), 2008	1963,1964,1967, 1968, 1970,1971 (3 回), 1976 (3回), 1977(3回), 1977(3 回),1978, 1980, 1981, 1982	2005, 2006, 2 007, 2010, 20 13, 2014
追跡可能デブリ数	459	842	3,280

中国]はその後さらに2回実験?
デブリは0 17

I 4 宇宙条約以後の軍備管理に関する議論：軍縮会議(CD)

(1) 軍縮会議(CD)等で展開された宇宙の軍事利用の許容範囲をめぐる概念論争



軍縮会議での議論の流れ

軍縮会議 (CD) 1979年以降ジュネーブに設置される国際組織

1985-1994 「宇宙の軍備競争防止 (PAROS) アドホック委員会」設置

- ①包括的 ウェポニゼーション禁止条約案 9回 (伊(1979), ロシア(1982,1984), ベネズエラ(1988) ペルー(1989), 中国(2001), 口中(2002,2008, 2014)
- ②個別的 ASAT禁止条約案
- ③信頼醸成措置 (CBM)提案 →2005年～ 透明化・信頼醸成措置 (TCBM)
→2011年宇宙のTCBMを国連総会の政府専門家グループ(GGE)で討議が決定
→2013年に報告書作成

CDにおける条約作成の困難

①包括的ウェポニゼーション禁止条約案

1 「宇宙兵器」の定義問題

能力と設計・製造目的に着目
能力ベース

2 禁止規定の定め方

①宇宙条約の「大量破壊兵器」の配置禁止 → 「いかなる種類の兵器またはそのシステム」(or any kind of space weapons or system of such space weapons)

②攻撃の起点と終点の決め方

地上 → 宇宙? (宇宙空間の定義問題) (第2次PPWT 100kmを超える空間)

宇宙 → 宇宙

宇宙 → 地上

②個別的ASAT禁止条約案

* ASAT兵器完全禁止案

* ASAT兵器限定的禁止案

* ASAT兵器禁止案と抱き合わせの衛星免除案

* 現存のASAT兵器廃棄案

「宇宙兵器」の定義と同じく、**定義の問題**

ASAT実験はソ連が先行し、米ソで約50回破壊型の物理的破壊実験をした後、レーザー照射型ASAT実験。(1986年からASATモラトリアム)

2014年 露中の「宇宙空間における兵器配置防止等条約案」 (PPWT) (CD/1985) (21世紀の口中提案 3回目)

主な禁止事項

- i) いかなる兵器を運搬する物体も、地球周回軌道に乗せないこと、天体に設置しないこと、その他いかなる方法によっても宇宙空間に兵器を配置しないこと等
- ii) 「宇宙空間物体」(outer space object)に対する武力の行使または武力による威嚇を行わないこと、および
- iii) この条約で禁止されている活動について、外国(人)等に援助を行わないこと

地上配備型BMDは禁止事項外

③信頼醸成措置(CBM)案 → (国連総会で 透明化・信頼醸成措置(TCBM)議論)

1 宇宙の情報を収集する多国間監視機関設立案
PAXSAT A (カナダ) 宇宙から宇宙の監視

2 打上げ前の現地査察
国際宇宙監視団 (ISI)

3 宇宙物体登録条約の強化案(国連事務総長への情報提供)

4 衛星同士の干渉回避原則

*衛星免除案、安全区域設置(Keep-Out Zones等)、衛星間の最大接近距離設定、衛星の近傍通過の際の速度制限

5 宇宙空間でのあらゆる兵器の使用モラトリアム。また、「実験、配備、使用」をしない。

2014年の行動規範(案)
2013年GGE報告書
にも存在する措置

ロシア、アルゼンチン、アルメニア、ベラルーシ、ブラジル、キューバ、インドネシア、カザフスタン、キルギスタン、スリランカ、タジキスタンが単独、またはロシアとの共同声明

(参考) 国連総会第1委員会→国連総会決議 宇宙の軍備競争防止(PAROS)決議

2015年10月20日 (A/C.1/70/L.3) Prevention of an arms race in outer space

提案国: Algeria, Bangladesh, Brazil, Central African Republic, China, Cuba, Democratic People's Republic of Korea, Egypt, India, Indonesia, Iraq, Kuwait, Kyrgyzstan, Libya, Madagascar, Mongolia, Myanmar, Namibia, Nepal, Oman, Pakistan, Russian Federation, Senegal, Sri Lanka, Sudan, Syrian Arab Republic, Thailand, Trinidad and Tobago, Uganda, Uruguay, Zambia and Zimbabwe

第1委員会での投票結果: 173-0-3 (米、イスラエル、パラウ)

国連総会での投票結果: 179-0-2(米、イスラエル)→ A/70/26

内容①PAROSは緊急かつ重要な問題、②PAROS防止検証措置の必要、③軍縮会議(CD)がPAROS防止多国間条約交渉に主要な役割を果たす、④CDにPAROSWG設置するよう招請

I 5 新たな国際規制をめざす動き

(1) 国連総会第1委員会での政府専門家会合(GGE)TCBM文書づくり

2012-2013年にかけての3回の会合で、15カ国が透明化・信頼醸成措置(TCBM)を検討し、事務総長に報告書提出(15カ国=常任理事国+ブラジル、チリ、伊、カザフスタン、ナイジェリア、韓国、ルーマニア、南ア、スリランカ)

軍事利用と民生利用を扱う。

2013年の報告書では、CDのTCBM案と似た案が記述される。

情報交換、通報制度、現地査察制度など、国際行動規範案と重なる部分が多い。

(アイディア自体は30年間変わらない。)

Ⅱ 国連外で形成する宇宙秩序 1 ハーグ行動規範

ミサイル技術管理レジーム(MTCR)内での議論(～2001年9月)

2002年2月、6月の会合 2002年11月 ハーグで非拘束的文書採択

「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」(HCOC)

参加国 93カ国 (2016年 137カ国)

主たる約束

- * ミサイル・ロケット開発隠蔽禁止
- * ミサイル・ロケットの事前発射通報等の信頼醸成措置
- * ミサイル・ロケット打上げの年次報告
- * 自国の射場の国際査察(任意)

主たる不参加国
中国、北朝鮮、イラン
インド、パキスタン
イスラエル、ブラジル
サウジアラビア等

2004年ハーグ行動規範を国連総会決議
で歓迎(A/RES/59/91)、その後も歓迎の決
議複数回(A/RES/67/42; A/RES/69/44)

II 2国連外で採択をめざす非拘束文書 宇宙活動に関する国際行動規範:TCBMの一環

CDでの宇宙軍備管理の停滞

2005年 国連総会決議で 宇宙のTCBMの重要性が確認される

2007年 EU国連総会第1委員会で宇宙活動に関する行動規範作成意図を表明

2008年12月 EU行動規範(CoC)採択

2010年9月 EU CoC 改訂

2012年6月 EU CoC 第二次改訂

2013年5月 第1回オープンエンド協議

2013年9月 国際CoC案公表

2013年11月 第2回オープンエンド協議

2014年3月 国際CoC改訂

2014年5月 第3回オープンエンド協議

2015年7月 ニューヨークで多数国間会合

国連と国連外の関係

国連→国連外→ガイドラインは国連内COPUOSで

宇宙の安全保障、安全、長期持続性を高めるための透明化・信頼醸成措置(TCBM)措置を定める法的拘束力のない文書 **宇宙の軍事利用も扱う**

民生・軍事双方の宇宙活動についての規範

(宇宙活動における個別的自衛権、集団的自衛権の権利を明記)

情報提供/通報義務が中心

- * 他国の宇宙物体に危険を及ぼし得る自国の宇宙物体の地上からの操作の予定
- * 自国の宇宙活動について宇宙物体の衝突が危惧される軌道混雑情報
- * ロケット打上げの事前通報
- * 軌道上での宇宙物体爆発、衝突などの事故発生時に事実の通報
- * 自国の宇宙政策や具体的な計画を公表
- * 互いの打上げ射場に現地視察を行い、打上げを監視すること等

行動規範(ICOC)の実施ガイドラインのために国連内部で作成を開始した長期持続性(LTS)ガイドライン

* 行動規範の具体的運用規則という側面 (2007年国連総会第1委員会でのEU議長国発言)

* COPUOS議長の提案 宇宙交通管理(STM)のソフトロー その変型としての側面と、国連外の行動規範の実施規則という側面 (どちらも欧州イニシアティブ)

2010年から長期的持続性ガイドラインづくり 対象は民生利用のみ

4つの専門家グループのガイドラインを統合し、2016年に採択に向けて調整したが失敗 → 今後の方向性は不透明

2016年 法小委より、STMの情報交換が開始(単年度議題)

Ⅲ 宇宙資源の採掘、取得についての考え方

1 宇宙の領有禁止(宇宙条約第2条)

“Outer space, including the Moon and other celestial bodies, is not subject to **national appropriation** by claim of sovereignty, by means of use or occupation, or by any other means”

「月その他の天体を含む宇宙空間は、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によっても**国家による取得**の対象とはならない。」

宇宙条約起草過程において議論が分かれた部分

- 1 国家のみでなく私人による取得も明示的に禁止すべきか
- 2 土地所有のみの禁止か資源の取得も禁止か(所有権一般の禁止案はベルギー、仏など)

2 宇宙条約と月協定の関係

	加盟国数	領有/土地所有	資源採取・採掘制度	天体を含む宇宙空間の地位
宇宙条約 (1967年)	103カ国	「国」の領有権禁止 (法解釈により、非政府団体による土地所有も禁止と解される) (2条)	規定なし 宇宙の探査・利用の自由(1条)は資源採取の自由を含むか不明瞭とされる。	探査・利用は全人類の活動分野→公海アナロジーをどこまで使えるか？
月協定 (1979年/ 1984年)	16カ国 (そのうち先進国はオーストリア、豪、ベルギー、オランダ) 仏印は署名のみ	国、国際機関、私人等あらゆる者による領有・土地所有禁止 (11条2-3項) 月の科学調査において月の鉱物その他の物質の標本を採取し月から持ち帰り、処分する権利あり。自国の飛行任務の支援のために適量の月の鉱物その他の物質を利用可能(6条2項)。 探査のための月基地設置は可能(9条)。	天然資源の開発が実行可能になる→国際レジームによる採掘→天然資源の公平な分配(途上国の利益・必要、先行貢献国への特別の考慮)(特に11条5、7項)	「月」(=太陽系の全ての天体+一定の空間部分)(1条1-2項)は「人類の共同遺産」(common heritage of mankind: CHM) →自由競争による資源獲得は禁止。制度の詳細はCHMからは一義的には定まらない。

3 宇宙資源についての所有権の考え方

1 (月協定は慣習国際法ではないので)宇宙条約のみの当事国は月協定の規定に拘束されない。

2 宇宙条約では天然資源の採掘についての規定なし→禁止されていないことは自由(=行動する主権国家に有利に解釈しうる)か？

(1) 禁止されていないことは自由 (Lotus原則(1927年常設国際司法裁判所判決))

(2) 禁止されていないことについてはさらに周辺事項の国際法発見作業が必要(核兵器合法性について国際司法裁判所勧告的意見(1996)の考え方)

3 「月その他の天体を含む宇宙空間」の法的地位

公海アナロジーが用いられるのか(漁業の自由と同様に資源の獲得は早い者勝ちなのか否か)

参考としての深海底制度

1982年 国連海洋法条約第XI部 「深海底」

第136条 深海底及びその資源は、**人類の共同の財産(CHM)**である。

第137条 深海底及びその資源の法的地位

- 1 いずれの国も深海底又はその資源のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならず、また、いずれの国又は自然人若しくは法人も深海底又は**その資源のいかなる部分も専有(appropriate)してはならない**。このような主権若しくは主権的権利の主張若しくは行使又は専有は、認められない。
- 2 **深海底の資源に関するすべての権利は、人類全体に付与されるもの**とし、機構は、人類全体のために行動する。当該資源は、譲渡の対象とはならない。ただし、深海底から採取された鉱物は、この部の規定並びに機構の規則及び手続に従うことによつてのみ譲渡することができる。
- 3 いずれの国又は自然人若しくは法人も、この部の規定に従う場合を除くほか、深海底から採取された鉱物について権利を主張し、取得し又は行使することはできず、このような権利のいかなる主張、取得又は行使も認められない。

附属書III 鉱物に対する所有権は掘採(採掘)のときに移転 Title to minerals shall pass upon recovery to the entity which mined.

土地はCHM→一定の手続に従って採取した資源の所有権は採掘者に属する。

(参考) 宇宙条約が明示的に認める所有権

- 1 宇宙空間に打ち上げられた宇宙物体については地上の所有者が所有権
(第8条)
- 2 宇宙空間で製造され生産されたものに対する所有権 (解釈)(「宇宙資産議定書」はこの考えに基づく)
- 3 天然資源の採掘 禁止規定はない。宇宙活動の自由に入るかどうか公海制度の準用がなされるべきかの決定はない。また、月協定に拘束されない国にとって制度作りはこれからの問題



米国の国内法は法の欠缺をうめる一方的措置

(類似の例としては、2011年の米国の月の歴史的・科学的遺産に対する保護権、立入に米国の同意を求めたNASA勧告 (尤もNASA勧告に過ぎないが))

4 米国法の日本に対する影響

米国市民（自然人、法人）がcontrolling interestをもつ日本企業は51USC 50902条により、第3カテゴリーの米国市民（擬制的米国市民）とみなされるので（米国宇宙法（51USC）に基づく許可・継続的監督の下に置かれる。



商業宇宙打上げについては、現行も同じ仕組みにある。

リモートセンシング衛星運用については、米国法の管轄権または管理の下にあるときのみ、米国法の許可・継続的監督に服する。

(参考) 2015年 11月25日 米国の商業宇宙打上げ競争力法 (H.R. 2262)

第4編 space resources commercial exploration and utilization (* exploitationという語は不使用)

§ 51301. Definitions

In this chapter:(1) ASTEROID RESOURCE.—

The term ‘asteroid resource’ means a space resource found on or within a single asteroid.

(2) SPACE RESOURCE.—

(A) IN GENERAL.—The term ‘space resource’ means an abiotic resource in situ in outer space.

(B) INCLUSIONS.—The term ‘space resource’ includes water and minerals.

(3) UNITED STATES CITIZEN.—The term ‘United States citizen’

has the meaning given the term ‘citizen of the United States’ in section 50902.

2015 米国の商業宇宙打上げ競争力法 (H.R. 2262)

第4編 space resources commercial exploration and utilization

条文表記は51USC (National and Commercial Space Programs) に従う。

§ 51301. Definitions

In this chapter:(1) ASTEROID RESOURCE.—

The term ‘asteroid resource’ means a space resource found on or within a single asteroid.

(2) SPACE RESOURCE.—

(A) IN GENERAL.—The term ‘space resource’ means an abiotic resource in situ in outer space.

(B) INCLUSIONS.—The term ‘space resource’ includes water and minerals.

(3) UNITED STATES CITIZEN.—The term ‘United States citizen’

has the meaning given the term ‘citizen of the United States’ in section 50902.

Sec. 51302. Commercial exploration and commercial recovery

(a) IN GENERAL.—The President, acting through appropriate Federal agencies, shall—

(1) facilitate commercial exploration for and commercial recovery of space resources by United States citizens;

(2) discourage government barriers to the development in the United States of economically viable, safe, and stable industries for commercial exploration for and commercial recovery of space resources in manners consistent with the international obligations of the United States; and

(3) promote the right of United States citizens to engage in commercial exploration for and commercial recovery of space resources free from harmful interference, in accordance with the international obligations of the United States and subject to authorization and continuing supervision by the Federal Government. (← 宇宙条約6条)

米国は禁止されていないことは自由、と解しているかどうかは不明。国際法発見の努力も含意しているかもしれない。

宇宙条約9条

(cont'd)

(b) REPORT.—**Not later than 180 days** after the date of enactment of this section, the President shall submit to Congress a report on commercial exploration for and commercial recovery of space resources by United States citizens that specifies—

(1) the authorities necessary to meet the international obligations of the United States, including authorization and continuing supervision by the Federal Government; and

(2) recommendations for the allocation of responsibilities among Federal agencies for the activities described in paragraph (1).

51303. Asteroid resource and space resource rights

A United States citizen engaged in commercial recovery of an asteroid resource or a space resource under this chapter shall be entitled to any asteroid resource or space resource obtained, including to possess, own, transport, use, and sell the asteroid resource or space resource obtained in accordance with applicable law, including the international obligations of the United States.